

地域	アルゼンチン共和国
日付	2022年3月18日
法律事務所	Zang, Bergel & Viñes Abogados
役職名、氏名	Juan M. Quintana パートナー
連絡先	j.quintana@zbv.com.ar

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在または近い将来の予定として民間分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

Law 25,326 and Regulatory Decree 1558/2001 (データ保護法)があります。

- ii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

公的分野においても、データ保護法の適用があります。また、それに加えて、Law 27,275 of Access to Public Information (Ley de Acceso a la Información Pública (公的情報へのアクセスに関する法律))が適用されます。公的な情報へのアクセス権の行使に関し、異なる側面を規制しています。

- iii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として個別の分野における個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)

特定の個別分野のみで適用される個人情報保護に関する法律はありません。データ保護法は個別分野における個人データの保護にも適用があり、データ主体から取得される個人データが、そこに定められるプライバシー原則に従って収集され処理されることが保証されています。

Iの(i)(ii)(iii)がはいえの場合はIVまで飛ばしてください。

II. 個人情報保護に関する規制の基本情報

- i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: *Law 25,326 and Regulatory Decree 1558/2001 (データ保護法)*

① 「個人情報」の定義	<i>識別され又は識別可能な自然人又は法人に係る情報</i>
-------------	--------------------------------

② 法の適用範囲	民間又は公的な記帳簿やデータベースに含まれる個人情報の保護について適用されます。
③ 地理的範囲	44 条はアルゼンチンの領域内において適用されるとしています。もっとも、44 条は、連邦の管轄は、連邦や国際的な射程でのネットワークと相互につながっている個人データの記録に対しても及ぶことがあると規定しています。

名称: *Law 27,275 of Access to Public Information*

① 「個人情報」の定義	<i>Law 25,326 and Regulatory Decree 1558/2001 (データ保護法)</i> により定められています。
② 法の適用範囲	公的機関が有する公的な情報
③ 地理的範囲	アルゼンチン

Law 27,275 of Access to Public Information は、アルゼンチン国民が公的機関(議会、司法機関、行政機関など)に対する情報公開請求により、公的情報を行使するための手続きを規定する法律です。*Law 27,275 of Access to Public Information* は、厳密には個人情報保護に関する事項を目的としてはおらず、アルゼンチン国民の公的情報へのアクセス権を有効なものとする国家としての義務を遵守することを保証することをその目的としているということは、明確にしておくことが重要です。

- ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。
特にありません。

III. OECD プライバシー原則

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を具体化した法の条文があればご教示下さい。

(a) 収集制限の原則

収集制限の原則はデータ保護法の以下の条文により具体化されています。

(i) 4 条 1 項は、個人情報は、データ主体に対して通知された処理目的を満たすのに必要な範囲でのみ収集されるべきであると規定しています。

(ii) 4 条 2 項は、不公正・不正な手段やデータ保護法に違反する手段を用いてデータ主体から個人データを収集することを明確に禁止しています。

(iii) 5 条は、一般的な原則として、個人データは、データ主体の明確な同意がある場合にのみ収集・処理されるものであると規定しています。

(b) データ内容の原則

データ内容の原則はデータ保護法 4 条 5 項に具体化されています。データ保護法 4 号 5 項は、データ主体から収集された個人データは常に正確でなければならないと規定しています。不正確な又は不完全な個人データは、必要に応じて削除、訂正又は更新されるべきとされています。

さらに、この原則は、6 条にも具体化されています。6 条は、データ管理者は、データ主体から個人データを取得するときには、事前に収集及び処理の目的を伝えるものとするとしています。

(c) 目的明確化の原則

目的明確化の原則は、4 条 1 項に具体化されています。4 条 1 項は、個人情報、データ主体に対して通知された処理目的を満たすのに必要な範囲でのみ収集されるべきであると規定しています。この意味で、データ主体から収集される個人データは、データ主体からの取得の範囲及び目的との関係で、適切、十分かつ過度でないことを要する旨を 4 条 1 項は明記しています。

(d) 利用制限の原則

利用制限の原則は、データ保護法 4 条 3 項に具体化されています。4 条 3 項は、データ主体に対して通知された目的と異なる又は両立しない目的で個人データを処理又は利用することができない旨を規定しています。

(e) 安全保護措置の原則

安全保護措置の原則はデータ保護法 9 条に具体化されています。9 条は、データ管理者は、混入、滅失、不正アクセスを防止するため、データ主体から収集された個人データの安全性と秘密性を保証するのに必要な技術的措置及び組織的措置を適用しなくてはならないと規定しています。加えて、データ保護局(データ保護法を執行する公的機関(AAIP))は、個人データの収集と処理に関して、データ管理者がとるべき安全措置のガイドライン及び勧告を承認する決議(Resolution 47/2018)を発出しています。

(f) 公開の原則

公開の原則は、データ保護法の特定の条文には具体化されているわけではありません。しかしながら、データ保護法の条文のうちいくつかは、個人データの収集と処理における透明性をデータ管理者が保証すべきある種の義務を内包しています。1 つの例に言及すると、データ保護法 21 条は、データ管理者が、収集されるデータのタイプ又は性質、データ主体からの収集目的を特定し、他の情報と合わせて個人データのデータベースに記帳する義務を定めています。

(g) 個人参加の原則

個人参加の原則は、データ保護法の第 13 条から第 16 条に具体化されています。これらの規定は、データ対象者の以下の主要な権利を保護するものです。

(i) データ主体の情報に関する権利および個人データにアクセスする権利

(ii) データ主体の個人データの修正、更新または訂正の権利 (iii) データ主体の個人データの消去の権利

(h) 責任の原則

責任の原則は、データ保護法の特定の条文に明示的に具体化されているわけで

はありません。しかしながら、データ管理者が上記の原則を遵守する責任を負うことは、データ保護法の規定を通じて黙示的に推測されます。

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

(a) 収集制限の原則

収集制限の原則は、データ管理者が個人データの処理に際してデータ主体の明示的な同意を得る義務に関連して、いくつかの例外を設けています。例えば、第 5 条第 2 項では、以下の場合にはデータ対象者の事前の同意は必要ないものと定めています。

(i) データが無制限に公開されている情報源から取得される場合

(ii) 国家権力の行使または法的義務の履行に関連してデータが収集される場合

(iii) データがデータ主体の名前、ID 番号、納税者番号または社会保障番号、職業、生年月日および住所に限定される場合

(iv) 情報主体の契約上、科学上、職業上の関係から得た情報であり、当該情報が当該契約上、科学上、職業上の関係における義務を履行するために必要である場合

(b) データ内容の原則

アルゼンチンのデータ保護法において、データ内容の原則が適用されない分野はありません。

(c) 目的明確化の原則

アルゼンチンのデータ保護法において、目的明確化の原則が適用されない分野はありません。

(d) 利用制限の原則

アルゼンチンのデータ保護法において、利用制限の原則が適用されない分野はありません。

(e) 安全保護措置の原則

アルゼンチンのデータ保護法において、安全保護措置の原則が適用されない分野はありません。

(f) 公開の原則

アルゼンチンのデータ保護法において、公開の原則が適用されない分野はありません。

(g) 個人参加の原則

個人参加の原則は、データ主体の情報へのアクセス、修正または削除の権利の行使に関して、いくつかの例外を定めています。この意味で、データ保護法の第 17 条は以下の例外を定めています。

(i) 情報管理者は、国家防衛、公序良俗、第三者の権利・利益の保護を保証する必要がある場合、情報主体の個人情報へのアクセス、修正、削除を拒否することができます。

(ii) 情報管理者は、かかる権利の行使を有効にすることが、税金または社会保障の義務の遵守に関する調査、健康および環境管理機能の開発、または刑事犯罪の調査に関連して進行中の司法または行政手続を妨げることを意味する場合、情報主体の個人情報へのアクセス、修正、削除を拒否することができます。

(h) 責任の原則

アルゼンチンのデータ保護法において、責任の原則が適用されない分野はありません。

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的ガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

データ保護法は、その条項の一部で、包括的なガバメントアクセスに言及しています。この意味で、第5条第2項b)は、国家権力の行使または法的義務の履行に関連して個人情報処理される場合、データ主体の同意は不要であると規定しています。同様に、第11条第3項では、国家権力の行使に関連して個人情報を処理する必要がある場合、個人情報の第三者への譲渡または移転について、情報主体の事前の同意が必要ないことを定めています。

データローカライゼーションに関して、アルゼンチンのデータ保護法では、自然人の所在地および移動に関するデータは個人データとして扱われます。したがって、データ管理者は、民間であれ公的機関であれ、データ・プライバシーの原則およびデータ保護法のすべての関連規定を遵守して当該個人データを収集し処理する義務を負います。上記にかかわらず、情報主体の所在地または移動に関するデータが国家権力の行使に関連して処理される場合、そのような場合に情報主体から事前の同意を得ることは必要ないものとされています。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

Law 25,326 を執行するデータ保護機関は *Agencia de Acceso a la Información Pública* (“AAIP”)です。

住所は *Avenida. Presidente General Julio A. Roca 710, piso 3, Ciudad Autónoma de Buenos*

Aires, Argentina です。